

野迫川村 令和2年度地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%へ引き上げられ、引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金を含む。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」旨が地方税法に明記されています。

本村に令和2年度決算における交付された地方消費税交付金（社会保障財源分）を下記の経費に充当しましたので明示します。

《歳入》

地方消費税交付金（社会保障財源分） 4,496千円

《歳出》

地方消費税交付金（社会保障財源分）充当対象事業費 10,030千円

令和2年度決算における充当経費は下表のとおりです。

【地方消費税交付金(社会保障財源分)充当対象事業一覧】

(単位:千円)

事業名		事業費 (経費)	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	老人福祉一般事業	3,483	0	58	0	0	1,798	1,627
	心身障害者医療等 支援事業	4,055	1,701	1,068	0	0	1,078	208
	児童・生徒医療費 給付事業	198	0	152	0	0	46	0
保健衛生	予防接種事業	734	27	0	0	0	450	257
	成人保健事業	1,560	0	70	0	0	1,124	366
合計		10,030	1,728	1,348	0	0	4,496	2,458